

第3回全国高校生手話パフォーマンス甲子園協賛要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、第3回全国高校生手話パフォーマンス甲子園（以下「大会」という。）の趣旨に賛同する法人その他の団体（以下「企業等」という。）が、大会及び大会関連行事（以下「大会行事」という。）に協賛する際に必要な事項を定めるものです。

(協賛)

第2条 この要綱において、協賛とは、企業等が、手話パフォーマンス甲子園実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対して行う次の各号に掲げる行為とします。

- (1) 資金協賛 大会行事の実施に要する資金（以下「協賛金」という。）の提供
 - (2) 物品協賛 大会行事の実施に要する物品（以下「協賛物品」という。）の提供
- 2 前項第1号に規定する協賛金の提供は、1万円を1口とします。
- 3 協賛物品は、物品協賛をお申し出いただける企業等と実行委員会が協議して決定しますが、その例は別表1「協賛物品の例」とおりです。なお、協賛物品には協賛物品を提供した企業等の名称等を表示していただくこともできます。

(募集期間)

第3条 募集期間は、原則として大会開催日である平成28年9月25日までとします。

(協賛依頼の対象者)

第4条 実行委員会は、大会の趣旨に賛同する企業等に対して協賛を依頼します。

(協賛の申込等)

第5条 協賛をお申し出いただける企業等は、あらかじめ第3回全国高校生手話パフォーマンス甲子園協賛申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を実行委員会会長に提出していただきます。

- 2 実行委員会会長は、申込書の提出があった場合、第10条第1項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、申込者に対し第3回全国高校生手話パフォーマンス甲子園協賛申込受理書（様式第2号）により受理した旨を通知します。

(協賛金の振込等)

第6条 第2条第1項第1号に規定する資金協賛を行おうとする企業等は、前条第2項による通知を受けた場合、速やかに、原則として実行委員会が指定する口座に協賛しようとする金額を一括して納付していただきます。ただし、第3条に定める期間内で、協賛金を分割して納付することもできます。

- 2 協賛金の領収書は、原則として金融機関が発行する振込金受取書で代えさせていただきます。ただし、実行委員会は、申込者の希望により、協賛金の領収書を発行することもできます。

(協賛物品の受納等)

第7条 第2条第1項第2号に規定する物品協賛を行おうとする企業等は、第5条第2項による通知を受けた場合、実行委員会が指定する方法により、協賛物品を納入していただきます。

- 2 実行委員会は、申込者の希望により、協賛物品の受領書を発行することもできます。

(協賛の特典等)

第8条 第6条第1項又は第7条第1項の規定により協賛を行った企業等（以下「協賛者」という。）の特典は、別表2「協賛者特典一覧」のとおりとします。ただし、第7条第1項の規定による協賛者の特典については、実行委員会が、協賛内容から換算した金額により別表2の協賛金額の区分に応じたものとします。

2 実行委員会は、前項に規定する協賛の特典以外に、必要に応じ、特典を追加することもあります。

(協賛金の使途)

第9条 協賛金は、次の各号のいずれかに掲げる経費に充てるものとします。

- (1) 大会行事を広く周知するために要する経費
- (2) 大会行事の実施に要する経費
- (3) その他大会の開催に付随する経費で必要と認められるもの

(協賛申込の不受理等)

第10条 実行委員会会長は、申込者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、申込書を受理しないものとし、申込者に対しその旨通知します。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、又は大会を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用する恐れのある者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
- (3) 法令又は公序良俗に反する者
- (4) 大会について、品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げる恐れのある者
- (5) その他実行委員会会長が不相当と判断する者

2 実行委員会会長は、第5条第2項により協賛の申込を受理された者が、その後、前項各号のいずれかに該当するに至った場合、又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、協賛を取り消すものとし、協賛者に対し、その旨を通知するとともに、原則として、協賛金、協賛物品を返戻します。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

【様式第1号】

第3回全国高校生手話パフォーマンス甲子園協賛申込書

平成28年 月 日

手話パフォーマンス甲子園実行委員会

会長 平井 伸治 様

住所又は所在地
名 称
代表者（役職・氏名）

第3回全国高校生手話パフォーマンス甲子園に下記のとおり協賛を申し込みます。

記

1 協賛の形態

資金協賛 ・ 物品協賛 （該当する協賛形態を囲んでください。）

2 協賛の内容（口数、物品名・数量、協賛者名の印字の有無等）

（1） 資金協賛

_____ 口 （協賛口数を記入してください。）

（2） 物品協賛の場合

ア 協賛物品名 _____

イ 協賛数量 _____

ウ 協賛者名印字の有無 有 ・ 無 （該当する方を囲んでください。）

3 提供予定日（該当する項目にレ（チェック）を入れてください。）

実行委員会を送付する協賛申込受理書（様式第2号）受領後、速やかに。

平成28年 月 日 （※指定日がある場合）

平成28年 月 日頃（※時期が決まっている場合）

[ご担当様の情報]

・所属 : _____

・氏名 : _____

・連絡先 : 0 _____ - _____

【様式第2号】

第3回全国高校生手話パフォーマンス甲子園協賛申込受理書

平成28年 月 日

様

手話パフォーマンス甲子園実行委員会
会長 平井 伸治

この度は、第3回全国高校生手話パフォーマンス甲子園の協賛をお申込みくださり、誠にありがとうございます。

平成28年 月 日付けでお申込みいただきました第3回全国高校生手話パフォーマンス甲子園協賛申込書を受理しました。協賛金の振込み方法（又は協賛物品の受納方法）等については下記のとおりですので、よろしくお願ひします。

記

1 協賛内容

資金協賛 ○○口（△△円） 又は
物品協賛 ◇◇

2 協賛金の振込みについて

以下の口座への振り込みをお願いします。

振込口座 ○○○○○○○○○○○○○

口座名義 ○○○○○○○○○○○○○

3 大会協賛企業等の呼称は次のとおりとしてください。

第3回全国高校生手話パフォーマンス甲子園協賛企業（団体）

○○○○は第3回全国高校生手話パフォーマンス甲子園に協賛しています。

（その他を呼称に使用する場合は、実行委員会事務局にご相談ください。）

4 手話パフォーマンス甲子園公式ホームページから貴ホームページへリンク設定しますのでアドレスをご連絡ください。（※協賛金額50万円以上の場合のみ記載する。）

5 第3回全国高校生手話パフォーマンス甲子園協賛要綱第10条のいずれかに該当するに至った場合又はいずれかに該当することが判明した場合には、協賛を取り消します。

<問合せ先>

手話パフォーマンス甲子園実行委員会事務局（担当：○○）

電話番号 ○○○○○○ ファクシミリ ○○○○○○

電子メールアドレス ○○○○○○

[別表1]

協賛物品の例

物品名
のぼり
卓上のぼり
参加者用バッグ
参加者用タオル
参加者用記念商品
大会入賞チームへの副賞賞品
大会参加チームへの参加賞賞品
大会参加者、スタッフへ提供する飲食料品

(協賛物品には協賛者の名称等を表示していただくこともできます。)

[別表2]

協賛者特典一覧

協賛特典	協賛金額			備考
	50万円以上	10万円以上	1万円以上	
1 大会協賛者の呼称の使用	○	○	○	
2 大会ホームページへの協賛者名の掲載	○	○	○	掲載順は金額の高い順となります。(同額の場合は申込順)
3 実行委員会が発行する刊行物への協賛者名の掲載	○	○	—	掲載順は金額の高い順となります。(同額の場合は申込順)
4 大会プログラムへの協賛者名の掲載	○	○	—	掲載順は金額の高い順となります。(同額の場合は申込順)
5 大会プログラムへの企業広告の掲載(4色カラー)	○	○	—	・50万円以上 A4 1/2 頁 ・25万円以上 A4 1/4 頁 ・10万円以上 A4 1/8 頁
6 協賛者ホームページへのリンク	○	—	—	

(注) 1 大会とは、「第3回全国高校生手話パフォーマンス甲子園」をいいます。

2 物品協賛の場合は、金額換算します。

3 上記1, 2, 3及び6は協賛後順次、4及び5は大会開催当日に特典が受けられます。

4 全ての協賛者へ手話パフォーマンス甲子園実行委員会会長から感謝状を送付します。

5 大会プログラムは、大会来場者に配付します。(最大2,500部発行予定。公式HPにも掲載)

6 上記5の企業広告については、原稿を作成の上、大会開催1ヶ月前までに納入してください。

7 大会当日、会場の受付にて協賛者の一覧を表示します。